

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 3 月 30 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 38 号 関ヶ原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 39 号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（7 名）

1 番 高 木 博 之 君

2 番 谷 口 輝 男 君

3 番 子 安 健 司 君

4 番 中 川 武 子 君

5 番 田 中 由紀子 君

7 番 楠 達 男 君

8 番 吉 田 仁 君

○欠席議員（1 名）

6 番 松 井 正 樹 君

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西 脇 康 世 君

副 町 長 大 野 健 夫 君

総 務 課 長 澤 頭 義 幸 君

地域振興課長 高 木 久之郎 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 山 田 勝

書 記 中 尾 浩 一

書 記 小 寺 由 香

開会・開議の宣告

- 副議長（楠 達男君） ただいまから令和 2 年第 3 回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 副議長（楠 達男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2 番 谷口輝男君、3 番 子安健司君を指名します。
-

日程第 2 会期の決定

- 副議長（楠 達男君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。会期は本日 1 日と決定をいたしました。
-

日程第 3 議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 副議長（楠 達男君） 日程第 3、議案第38号 関ヶ原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

- 町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、議案第38号について御説明申し上げます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、任命権者は地方公共団体の事務または事業と密接な関係を有するものであり、かつ地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして、条例で定める公益的法人等との取決めに基づき、職員を派遣することができるとされているところでございます。

この規定に基づき、地方条例に定める公益的法人として一般社団法人関ヶ原観光協会を加えるとともに、岐阜県市町村振興協会におかれては、平成24年 4 月に公益財団法人に移行されておりますので、併せて改正をさせていただくものでございます。

関ヶ原観光協会においては、駅前観光交流館の指定管理業務、笹尾山交流館での各種体験や物販業務、各種の誘客イベント開催など、まちの観光振興の最前線で重要な役割を担っていた

だいておりますが、この3月に一般社団法人に移行したことを受け、今後の業務の一層の拡大が予定されております。具体的には、令和2年度から岐阜関ヶ原古戦場記念館の観光案内業務を岐阜県から受託するとともに、これまで町が行ってございました史跡ガイド、事務局の運営などが新たに業務に加わることとなります。これらの協会業務を円滑に推進していくためには、これまでも増して、町及び県との密接な連携が不可欠であり、そのためにも町職員を協会に派遣し、その業務に専従させることが必要との認識を協会と共有しているところでございます。

ついては、4月中旬に予定されております協会の設立総会を受け、新たな体制による業務が本格的に開始されることに鑑み、町としても速やかに職員の派遣をいたしたく、今般の臨時会において、条例改正の提案をさせていただくことに至ったものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますが、何とぞ御理解の上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（楠 達男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今説明がございました観光案内や史跡ガイドを観光協会が請け負うという点で、県との関わりが大事だということで職員を派遣されるということですが、私やっぱり、社団法人になられて、本当に営業活動とかいろんな町の掘り起こしみたいなのが非常に大事になってくると思うんですが、私の考えとしては、基本的には民間の企業を経験された方がふさわしいんじゃないかと思いますが、町の職員を派遣されて、具体的にどういう役割を果たしてもらおうと考えてみえるのか、伺いたいと思います。

○副議長（楠 達男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 派遣をいたしまして、組織的にはまだ法人としてスタートするばかりということになります。今までの形態が、やはり法人としての組織を持っていない単なる任意団体だということで、運営関係の組織的な連携が十分ではなかった面があったというふうに認識をいたしております。

そういった意味で、やっぱり体制をきちっとやっていくと、それから対外的な契約関係であるとか、どういう業務をどのようにやっていくかということの組立て、こういったことも必要な業務だというふうに思っているところでございますので、そういった意味で、組織運営上の全体把握、こういったものをやりながら、観光協会としての組織の実力、自力を高める、そういうふうに努めていきたいというふうに思っております。

営業とか、そういう民間の方の持っているノウハウという面については、若干劣るところはあるかもしれませんが、やはり町との連携の中での組織運営ということも大事でございしますの

で、そういった意味で、今回は町から派遣をさせていただいて、その後、必要であれば民間からもまた力を借りる必要があるかと思えますけれども、そのようにやっていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○副議長（楠 達男君） 5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） いろいろ全体を把握することや、組織の体制を整えるということは非常に大事だと思いますし、町や県との調整も非常に必要だと思いますが、やっぱり観光ということで言うと、私は貪欲に頑張っていたきたいというふうに思っていますので、ぜひそういう観点も含めて運営をお願いしたいと思います。これは要望です。

○副議長（楠 達男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） お願いみたいなもんなんですけど、今のコロナウイルスの関係で、イベント等、やりたくてもできないような状況であると思えますので、この派遣職員の方、なかなかそういうようなことは体制づくりには規制がかかってきておるので難しいかと思えますが、先ほども町長も言われましたけれども、田中議員のほうからもありましたが、十分な連絡体制づくりをやっていただいて、お願いを、どんどん重要な役割となると思えますので、観光協会は今後、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

それと、法律の中では、派遣の期間、3 年から特別な場合は5 年となるようなことを書いてございましたが、その辺は分かる範囲でちょっとお答えしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（楠 達男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 一応、派遣期間というのは確かに御指摘のとおりだと思いますが、向こうへ行ったときでの職務内容、また勤務実績といえますか、そういったものを鑑みて、またそのときが来たら検討させていただくということになろうと思えますので、今の段階では、何年行くという固定的な考えではおりませんので、よろしく願いいたします。

○副議長（楠 達男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） 何かまだはっきり決まっていらないような話みたいなんですけど、派遣職員はどんな立場の職員であって、派遣先の協会での職務、これも分からないと今話がありましたけど、大体どのような職務的な立場、向こうの立場でどういう立場になるのかということをやっとお伺いしたいです。今、期間の話もありましたもので、ちょっとその関係でお願いしま

す。

○副議長（楠 達男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先般、観光協会が法人化されたということで、報告にいらっしゃった折に、今後どうするかということをお話させていただいたところでございますが、その折には、やはり会長の下に専務理事的なポストを置くと、その方に協会の日常の業務のほぼ責任を持って運営をしていただくということがいいんじゃないかと。

というのはやはり、会長さんは民間の方でございますし、常勤するわけではございませんので、そういった意味では、観光協会の中で実務の責任を持っていただく方が必要だという認識の下で、そういった立場の人を町から派遣させていただくという形を取りたいと思っております。

○副議長（楠 達男君） いいですか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 理事的なことになると、今の話でちょっと、前もって話をちょっと聞いたもんで悪いんですけど、再任用とかの関係の人間ですと、例えば再任用になりますと、1年を超えない範囲内で町が任命をして、再雇用をします。その中で、例えば派遣するためには、同意をもらわなければならないことになるんですね。要は、任命が1年ごとですので、同意が1年ごとになりますよね。それで、理事的なそんな立場の人間にするって今聞いたもんで、余計再任用の話をするんですけど、それで問題적인ことは起きないんですかね。僕が考えるのは、1年ごとの短期雇用の人に対して、向こうの社団法人に対しては理事というような立場とか、そういうことに対して、何か今思ったんですけど、問題적인ものが出てこないのかなというのがあるんですけど、どうでしょうか。

○副議長（楠 達男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに再任用の職員を派遣することを今考えておりますが、その折に本人に確認を取って、もう一度続けるということになりますので、そういった場合においては、本人がもうやめだと言った折には、再任用の派遣という形は取れないということになるかと思えます。

そういった意味で、町から派遣を継続するというのであれば、別の職員が向こうへ行くということになります。ただ、そういった折には、やはり向こうで理事会等をやっていただいて、専務理事という役職は別に替える必要が出てくるかと思いますが、それはこちらでこうしてくれというわけにはいかないところになりますので、役職については法人の観光協会がお決めになるということになるかと思えます。

○副議長（楠 達男君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） もう一つ聞きたいんですけど、理事というと、やはり今の法人格というのは、いわゆる理事会があって評議員会があって、理事会というのは評議員会が承認して理事を選んで、だってそういう工程を組まないと、社協でも一緒だと思うんですけど、そういうパターンになっていると思うんですね。その中で、今の理事さんの任期も決まってまいりますよね、要は理事になると。ということは、その職の人が2年は確実ということになるんじゃないんですかね。それはないんですかね。

もう一つ、給与関係に関しては、例えば理事の立場になったときに、例えば要はうちから委託した業務をやるべき人が派遣するか、それとも、いわゆる全て、こちらの町の業務を扱う人間が派遣をする人間というような、法律で決まっているんですけど、そこら辺のことも問題じゃないんですか、問題ありませんかどうか、お伺いします。

○副議長（楠 達男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに微妙なところはあるかと思いますが、全体として言えば、観光振興ということは町の大きな事業ですので、そういった意味において、全て包括されるんじゃないかというふうに私は認識をいたしておりますので、給与体系については町のほうから給与等の負担をさせていただくということになって行っていくことになると思いますので、若干の部分について協会と相談をしなきゃならない部分がありますけども、できるだけ円滑に進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○副議長（楠 達男君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 最後に一言だけ。結局は観光協会というのは町の補助金でやっているの、向こうから人件費を出せなんていうのは多分無理だと思いますので、その辺は理解していますけど、しっかりやっていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（楠 達男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（楠 達男君） 日程第4、議案第39号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第39号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う改正と、民法の一部を改正する法律による法定利率の改正等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○副議長（楠 達男君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第39号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案資料の2ページからよろしく願いをいたします。

まず今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償基礎額において所要の改正を行うものと、また、民法の一部改正する法律によりまして、法定利率が改正されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、改正をさせていただくものでございます。

2ページの第5条第2項第1号におきましては、改正されました政令に基づきまして、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日につきまして、（以下「事故発生日」という。）略称を追加するものでございます。

次に、同項第2号では、消防作業従事者の補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」へ引き上げる改正となっております。

同条第3項では、先ほどの第2項第1号の改正により「事故発生日」と文言を改正してございます。

次に、資料の3ページから5ページにつきましてはの第3条第5項第2号及び第6項、4ページに移って、第7項の第2号及び5ページの第8項につきましては、民法の一部改正に伴い、「100分の5」から「事故発生日における法定利率」へ改めるものとなっております。

同じく5ページの別表の補償基礎額表でございますが、こちらは先ほどの第5条第2項第1号に定める別表でございますが、階級や勤務年数に応じて、政令による補償基礎額の改定に伴い、それぞれ改めさせていただくものでございます。

備考の第1号につきましては、第5条第3項同様に「事故発生日」と改めるものでございます。

次に、議案書の4ページをお願いいたします。

施行日につきましては、令和2年4月1日としておりますが、施行日前に発生した事由については、従前の例による経過措置を設けておるところでございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（楠 達男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて、本日の日程は全て終了しました。

閉会の宣告

○副議長（楠 達男君） 令和2年第3回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時25分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会副議長 楠 達 男

会 議 録 署 名 議 員 谷 口 輝 男

会 議 録 署 名 議 員 子 安 健 司